

■ 「第4回墓地部会」における各委員からの意見について

| 計画原案ページ数 | 委員名 | 意見等 | 第4回墓地部会資料での表現 | 計画原案への修正案 |
|----------|-------|---|---|--|
| P3, 13 | 石井委員 | 【合葬墓への多様化するニーズの高まり】 ・ニーズが大きく変わってくることにどう対応するかが盛り込まれていない。 | — | ご指摘を踏まえて修正 ・「民間墓地経営者と連携し、市民ニーズを踏まえた墓地供給を推進します」を追記。 |
| P3 | 上田部会長 | 【セーフティーネットの整合性】 ・「セーフティーネット」という表現を使わなくても良いのではないかな。 | ・身寄りの無い人などの墓のセーフティーネットとしての役割を担います。 (資料1㉒) | ご指摘のとおり修正 |
| | 澤委員 | 【セーフティーネットが分かりづらい】 ・「身寄りの無い人などの墓のセーフティーネットとしての役割を担います」の部分が、多様なニーズという話もある中で、合同納骨塚の利用者を狭めているふうにとれる。 | ・身寄りの無い人などの墓のセーフティーネットとしての役割を担います。 (資料1㉒) | ご指摘を踏まえて修正 ・修正箇所は同上。 |
| P4, 9 | 福田委員 | 【資料の表現方法】 ・「安定運営に不安がある者」、「名乗り出なかった者や手続きを行わない者」等の「者」という表現が、上から目線や失礼な感じに受け取れる。 | ・安定運営に不安がある者を指導する ・名乗り出なかった者や手続きを行わない者が発生したため (資料1㉑、資料2-3) 3-(4)-ア) | ご指摘のとおり修正 |
| P9, 14 | 福田委員 | 【旧設墓地の多面的な活用に係る具体案】 ・将来的にという表現をもう少し整理すべきである。 | ・旧設墓地の維持管理は現状の水準を一定期間維持しつつ、将来的には多面的な活用を模索する。 (資料1㉓) | ご指摘を踏まえて修正 ・「旧設墓地における維持管理の水準や墓地使用許可面積の不整合等の課題を整理し、多面的な活用を模索します」に変更。 |
| | 古瀬委員 | 【旧設墓地の多面的な活用方法の記載】 ・区画がわかっていないなら、多面的な活用方法の記載は不要なのではないか。 | ・旧設墓地の維持管理は現状の水準を一定期間維持しつつ、将来的には多面的な活用を模索する。 (資料1㉓) | 今までの部会において、旧設墓地及び市営霊園における多面的な活用に関する意見があったことから記載を継続。 |
| P13 | 石井委員 | 【セーフティーネットの定義】 ・セーフティーネットとして整理することに違和感。 | ・身寄りの無い人などの墓のセーフティーネットとしての役割を担います。 (資料1㉒) | ご指摘を踏まえて修正 ・「札幌市は札幌市民のためのお墓としての役割の一端を担います」に変更。 |
| P15 | 上田部会長 | 【合同納骨塚の新增設の表現】 ・「合同納骨塚の新增設を検討する」を「新たな合葬墓の新增設を検討する」に変更してはどうか。 | ・合同納骨塚の新增設を検討する (資料1㉒、資料2-4) 3-㉒-(1)) | ご指摘のとおり修正 |
| | 福田委員 | 【合同納骨塚の新增設に係る追記】 ・「その形態について、様々な条件や多様なニーズも踏まえて検討していきます」と追記したらどうか。 | ・合同納骨塚の新增設を検討する (資料1㉒、資料2-4) 3-㉒-(1)) | ご指摘を踏まえて修正 ・「多様化するニーズを踏まえ合葬墓の新增設を検討します」に変更。 |
| P15, 25 | 佐々木委員 | 【参考指標における「参考指標達成による寄与」の表現】 ・多様なニーズという話がある中、参考指標の「セーフティーネットとしての役割が保たれる」という記載に矛盾を感じる。 | ・合同納骨塚の新增設の検討や、利用条件の整理により、セーフティーネットとしての役割が保たれる。 (資料4) | ご指摘を踏まえて修正 ・「社会情勢を加味し、札幌市民のためのお墓としての一端を担う」に変更。 |
| P17 | 石井委員 | 【成果指標における民間の視点】 ・民間の視点も含めた成果指標とした方が良いのではないかな。 | ・無縁墓および無縁化疑いの墓の割合を21%から13%にする (資料4) | すでに市内民間墓地は無縁化予防の対策を行っていることから、市営霊園の無縁化疑いの墓を把握することで札幌市内のお墓の無縁化が認識できる。 |
| P20 | 桃井委員 | 【「市営霊園の運営手法」の記載】 ・市営霊園の運営手法について、PFIの導入は事業規模が小さいため基本的には難しいなどという意見があるのに、計画素案に記載することについて慎重な検討が必要と受け取れる。 | (サウンディング調査の結果をPFI制度導入のみ記載していた) ・事業規模が小さいため、基本的には難しい。 ・数種の事業(管理事務所の改修・合葬墓の建設又は改築、霊園のバリアフリー化など)を含めれば導入の可能性あり。 (資料2-5) 3-㉑-(5)) | ご指摘を踏まえて修正 ・第4回墓地部会の資料の表だけではPFI導入について検討の余地がないような誤解を招くため、第2回墓地部会で示した指定管理者制度などの項目を追記。 |
| P22 | 石井委員 | 【旧設墓地の管理水準と受益者負担】 ・維持管理水準との兼ね合いでの受益者負担に少し触れないと駄目な気がする。 | ・受益者負担の考え方に基づいた管理料徴収制度の導入を検討する。 (資料2-5) 3-㉑-(6)) | ご指摘を踏まえて修正 ・「安定的な旧設墓地の維持管理を実現するため」を追記。 |
| | 上田部会長 | 【旧設墓地の管理水準と受益者負担】 ・維持管理の水準と受益者負担を関連づけて書いたほうが良いのではないかな。 | ・受益者負担の考え方に基づいた管理料徴収制度の導入を検討する。 (資料2-5) 3-㉑-(6)) | ご指摘を踏まえて修正 ・「維持管理の水準や墓地使用許可面積等の調査といった課題の整理・解決に向けて取り組みます」に変更。 |